

# 資料1

系続審査中の請原貢・陳情について(厚生委員会)

福祉部(社会福祉協議会総務課)

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第1号 江東区障害者福祉センターでの機能訓練事業における理学療法士との委託契約に関する陳情	1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6 日 令和2年 6月 15 日 令和2年 10月 9 日 令和2年 12月 2 日 令和3年 3月 10 日 令和3年 6月 16 日 令和3年 10月 7 日 令和3年 12月 2 日 令和4年 3月 10 日	
2 請願・陳情の趣旨 障害者福祉センターが行う機能訓練事業において、現在委託契約をしている理学療法士の高齢化による業務の遂行不能を回避するため、単年委託契約の年齢上限を65歳までと規定するか、社会福祉協議会の職員として雇用契約することにより定年制を適用するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 委託契約のため雇用を想定した定年制の導入は困難である。 (2) 社会福祉協議会の職員として採用し、定年制を適用することは、制度上及び運用上困難である。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5月 13 日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 系続審査中の請原簿・陳情について(厚生委員会)

福祉部(社会福祉協議会総務課)

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第2号 江東区内の勤労肢体不自由者が必要とする機能訓練支援に関する陳情	1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6 日 令和2年 6月 15 日 令和2年 10月 9 日 令和2年 12月 2 日 令和3年 3月 10 日 令和3年 6月 16 日 令和3年 10月 7 日 令和3年 12月 2 日 令和4年 3月 10 日	
2 請願・陳情の趣旨 江東区在住の勤労肢体不自由者が希望する場合、身体障害者福祉法第31条により、障害者福祉センターで相談に応じ、最低限度の機能維持を目的とした機能訓練支援を提供するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターについて、厚生労働省通知ではその類型を設けている。地域活動支援センターII型事業は「地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する」と定義されている。  (2) 障害者福祉センターは、区から指定管理業務として地域活動支援センターII型事業を受託しており、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し当該サービスを実施している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5月 13 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請願・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第7号 主要農作物種子法を廃止する法律の附帯決議遵守に向けて江東区議会として声明文を採択することを求める陳情	1 審査経過 令和元年6月18日 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 主要農作物種子法を廃止する法律の附帯決議遵守に向けて江東区議会として声明文を採択してほしい。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 主要農作物種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、優良な種子の生産普及を進める必要があるため、都道府県による種子の審査制度等を規定し、制定された。  (2) 国の説明では、近年、種子生産者の技術水準の向上等により種子の品質が安定してきており、都道府県による品種試験を義務付ける制度の必要性が低下していることから、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていくとともに、民間事業者が行う種子の生産や供給を促進する観点も踏まえるとして、平成30年4月に廃止された。  (3) 廃止法案の審議の際、附帯決議がなされており、国は強く受け止めてしっかりと対応していきたいと説明している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月30日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第11号 こどもの文化・芸術活動を保障する ために児童劇場を有する児童施設の新 設を求める陳情 (同趣旨の陳情外2件 1陳情第23号・ 1陳情第37号)	1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3日 令和2年 3月 6日 令和2年 6月 15日 令和2年 10月 9日 令和2年 12月 2日 令和3年 3月 10日 令和3年 6月 16日 令和3年 10月 7日 令和3年 12月 2日 令和4年 3月 10日	
2 請願・陳情の趣旨 こどもの文化・芸術活動を保障する ために、児童劇場を有する児童施設の 新設をするよう、区に働きかけてくだ さい。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  本区には、平成30年度までは、児童館が18施設、児童会館1施 設が運営されていたが、平成30年度をもって児童会館が廃止とな り、現在は、児童館18施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな 児童施設の整備計画はないが、平成30年度をもって廃止となった児 童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターと子ども図書館、 及び児童館機能も有する江東区こどもプラザが令和4年5月に開設 される。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月31日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 系続統一審査中の請願原稿 - 陳情について (厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第19号 こどもたちが活発に遊べる空間を持つ全天候型施設の江東区児童会館と、有明児童館の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第25号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること (2) 新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの年齢層が目的別に幅広く利用できるようにすること (3) 新設の児童会館は、自然との共生や環境に配慮した屋外運動場も有し、フロアを弾力的に活用できる大型児童交流施設とすること (4) 新設の児童会館は、少年期の興味や夢の実現に沿った内容とし、児童は原則利用料無料の施設として、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること (5) 新設の児童会館は、子どもの権利条約</p>	<p>1 審査経過 令和元年 6月 18日 令和元年 10月 7日 令和元年 12月 3日 令和2年 3月 6日 令和2年 6月 15日 令和2年 10月 9日 令和2年 12月 2日 令和3年 3月 10日 令和3年 6月 16日 令和3年 10月 7日 令和3年 12月 2日 令和4年 3月 10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童会館を整備する計画はないが、児童会館跡地を活用し児童館機能も取り入れた、江東区こどもプラザが令和4年5月に開設される。</p> <p>(2) 現在運営している児童館では、「児童館に関する運営方針」の中で幅広い年齢層に利用されるような運営を目指すこととしている。</p> <p>(3) 新規児童会館の整備予定はないが、各児童館では、天体観望会や各種野外活動など自然との触れ合いを目的とした事業に取り組んでいる。</p> <p>(4) 児童館の利用は、夜間貸出施設(団体利用)を除き無料としている。</p> <p>(5) 児童館の運営指針の一つである、国のガイドラインには子ども</p>	

<p>第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとすること</p> <p>(6) 新設の児童会館は、区が今後策定する長期計画に児童福祉施設としての内容が反映されるよう、区民参加で計画立案すること</p> <p>(7) 有明地域に地域児童館を設置すること</p> <p>(8) 地域児童館は幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>の権利条約第31条の精神が盛り込まれており、子どもの意見の尊重や最善の利益の優先などが示されている。</p> <p>(6) 各児童館では地域懇談会等の機会に区民の意見や要望を把握しつつ、事業や施設運営の改善に努めている。</p> <p>(7) 有明地域に新たな地域児童館を整備する予定はないが、令和2年4月に乳幼児家庭の子育て支援施設である「有明子ども家庭支援センター」を開設している。</p> <p>(8) 各地域の児童館では、今後も、幅広い利用者層の居場所づくりや事業の実施に取り組んでいく。</p>	
---	---	--

糸続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第21号の1 保育園・幼稚園児童等の散歩や園外活動の安全を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 保育園の園外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関に分離の要望をすること</p> <p>(3) ガードレールや信号機のほか、幼児の通行注意の標識を設置するなど、近隣の保育園から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること</p> <p>(5) 園外活動では、安全確保に必要な保育士等、保育園職員の増配置を進めること</p> <p>(6) 幹線道路を渡らずに済むこと、また、園庭の設置を区の保育園整備の必須要件とすること</p> <p>*(2)(4)は文教委員会付託分</p>	<p>1 審査経過 令和元年6月18日 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 及び(3) 令和元年6月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が72か所、今後順次対応を実施していくものが2か所である。</p> <p>(5) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区として職員の特別な増配を行なう考えはない。</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) 1 陳情第21号の2 (2) 幼稚園や小学校の園外・校外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関との溝の要望すること (4) ガードレールや信号機のほか、園児や児童の通行注意の標識を設置するなど、近隣の幼稚園や小学校から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること</p>

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日	(6) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めいく。	
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第26号 保育園児の散歩や園外活動の安全を 求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7日 令和元年 12月 3日 令和2年 3月 6日 令和2年 6月 15日 令和2年 10月 9日 令和2年 12月 2日 令和3年 3月 10日 令和3年 6月 16日 令和3年 10月 7日 令和3年 12月 2日 令和4年 3月 10日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 保育園の園外活動で使用する区 道の歩道と車道を直ちに分離するほ か、都道等の管理外の道路について も関係機関に分離の要望をすること (2) ガードレールや信号機のほか、 幼児の通行注意の標識を設置するな ど、近隣の保育園から公園への往来 時の安全確保について、警察等関係 機関と連携し、有効な対策を講じる こと (3) 園外活動では、安全確保に必要 な保育士等、保育園職員の増配置を 進めること (4) 幹線道路を渡らずに済むこと、 また、園庭の設置を区の保育園整備 の必須条件とすること	2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。  (1)及び(2) 令和元年 6月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通 安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の 緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊 急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育 所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・ 路面標示等の設置や信号延長等）が 72 か所、今後順次対応を実施し ていくものが 2 か所である。  (3) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保 しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全 で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区 として職員の特別な増配置を行う考えはない。	
3 請願・陳情の受理年月日		

件名	委員会審査の経過	備考
令和元年6月4日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	(4) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めいく。	

## 糸緊統審査中の請原質・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第42号 こどもたちが活発に遊べる空間を持つ全天候型施設の江東区児童会館と、有明児童館の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第61号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること</p> <p>(2) 新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの年齢層が目的別に幅広く利用できるようにすること</p> <p>(3) 新設の児童会館は、自然との共生や環境に配慮した屋外運動場も有し、フロアを弹力的に活用できる大型児童交流施設とすること</p> <p>(4) 新設の児童会館は、少年期の興味や夢の実現に沿った内容とし、児童が原則利用料無料の施設として、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること</p> <p>(5) 新設の児童会館は、子どもの権利条約</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童会館を整備する計画はないが、児童会館跡地を活用し児童館機能も取り入れた、江東区こどもプラザが令和4年5月に開設される。</p> <p>(2) 現在運営している児童館では、「児童館に関する運営方針」の中で幅広い年齢層に利用されるような運営を目指すこととしている。</p> <p>(3) 新規児童会館の整備予定はないが、各児童館では、天体観望会や各種野外活動など自然との触れ合いを目的とした事業に取り組んでいる。</p> <p>(4) 児童館の利用は、夜間貸出施設(団体利用)を除き無料としている。</p> <p>(5) 児童館の運営指針の一つである、国のガイドラインには子ども</p>	

<p>第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとすること</p> <p>(6) 新設の児童会館は、区が今後策定する長期計画に児童福祉施設としての内容が反映されるよう、区民参加で計画立案すること</p> <p>(7) 有明地域に地域児童館を設置すること</p> <p>(8) 地域児童館は幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>権利条約第31条の精神が盛り込まれており、子どもの意見の尊重や最善の利益の優先などが示されている。</p> <p>(6) 各児童館では地域懇談会等の機会に区民の意見や要望を把握しつつ、事業や施設運営の改善に努めている。</p> <p>(7) 有明地域に新たな地域児童館を整備する予定はないが、令和2年4月に乳幼児家庭の子育て支援施設である、「有明子ども家庭支援センター」を開設している。</p> <p>(8) 各地域の児童館では、今後も、幅広い利用者層の居場所づくりや事業の実施に取り組んでいく。</p>	
---	---	--

## 糸田統先審査中の請原頁・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第43号 子どもの文化・芸術活動を保障するため児童劇場を有する児童施設の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第62号)	1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 子どもの文化・芸術活動を保障するため、児童劇場を有する児童施設の新設をするよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  本区には、平成30年度までは、児童館が18施設、児童会館1施設が運営されていたが、平成30年度をもって児童会館が廃止となり、現在は、児童館18施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童施設の整備計画はないが、平成30年度をもって廃止となった児童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターとこども図書館、及び児童館機能も有する江東区こどもプラザが令和4年5月に開設される。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第44号 保育園児の散歩や園外活動の安全を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 保育園の園外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関に分離の要望をすること</p> <p>(2) ガードレールや信号機のほか、幼児の通行注意の標識を設置するなど、近隣の保育園から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること</p> <p>(3) 園外活動では、安全確保に必要な保育士等、保育園職員の増配置を進めること</p> <p>(4) 幹線道路を渡らずに済むこと、また、園庭の設置を区の保育園整備の必須要件とすること</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 及び(2) 令和元年6月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が72か所、今後順次対応を実施していくものが2か所である。</p> <p>(3) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日	として職員の特別な増配置を行う考えはない。	
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	(4) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めいく。	

継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 54 号の 2 受動喫煙防止強化・禁煙外来受診促進・路上喫煙注意促進に係る陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日 令和 2 年 10 月 9 日 令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日 令和 3 年 6 月 16 日 令和 3 年 10 月 7 日 令和 3 年 12 月 2 日 令和 4 年 3 月 10 日	◎参考 (区民環境委員会付託分) 1 陳情第 54 号の 1 (1) 区内の路上喫煙禁止、公園等の全面禁煙、歩きたばこ、自転車等乗車中の喫煙禁止を条例で定めること。 (2) 違反者へ罰金等の刑罰を科すこと。 (3) 取り締まり、指導は警察に委託すること。 (4) 公開敷地を禁煙にすること。 (6) 路上喫煙等を注意した者が暴行を受けた場合のために補償・見舞金制度を創設すること。 (7) 違反行為は、警視庁が迅速に対処すること。 (8) こどもの受動喫煙を防ぐため、公園、通学路等の半径 500 メートル程度の路上を禁煙とし、重点的な取締まりを行うこと。 (9) 煙が漏れない公衆喫煙所を整備すること。
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (5) 学校や職場、公務員向けの禁煙教育 講座を実施すること。また、区で区民、在勤・在学者等への禁煙外来助成制度を創設し、喫煙者を減らし、健康増進に努めること。 *(1) (2) (3) (4) (6) (7) (8) (9) は区民環境委員会付託分	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 喫煙防止教育について学習指導要領に位置付けられ、保健の授業の中で学習する。  (2) 国は職場における受動喫煙防止のためのガイドラインの中で、事業者は労働者に対し、受動喫煙による健康影響等、健康増進法の趣旨等に関する教育を行い、受動喫煙防止対策に関する意識の高揚を図ることとしており、健保組合等による禁煙講座や個別相談などが実施されている。また、特別区の場合、東京都職員共済組合が禁煙講習会の開催や禁煙に取り組む職員に対し、医師のカウンセリング等の事業を実施している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 9 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	(3) 区民への禁煙外来助成については、令和 2 年 10 月より禁煙外来治療費の本人負担分の補助を開始したが、令和 3 年 6 月に禁煙治療薬チャンピックスについて、特定ロットの製品の中に発がん性を高めるリスクのある物質が検出されたため、出荷が停止されていることから、令和 3 年度の登録期間を令和 5 年 3 月まで延長している。	

継続審査中の請原簿 - 陳情について (厚生委員会) 健康部 保健予防課・健康推進課、障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 56 号の 1 発達障害者支援法に従い、こどもから成人までの発達障害者を手厚く支援することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 発達障害者支援法に基づき、こどもから成人までの早期発見、療育、区内医療機関の児童精神科や、成人の発達障害外来、リハビリテーション、デイケアなどの体制を拡充すること</p> <p>(2) 区が多額の公費を投じて整備した昭和大学江東豊洲病院に、こどもから成人までの発達障害を治療する専門外来、リハビリセンター、入院治療施設を整備すること</p> <p>(4) 区の全ての公務員はもとより、区内の民間事業者に消費者としてのサービス利用や就業等に際して、発達障害者への合理的配慮を徹底させる</p>	<p>1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日 令和 2 年 10 月 9 日 令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日 令和 3 年 6 月 16 日 令和 3 年 10 月 7 日 令和 3 年 12 月 2 日 令和 4 年 3 月 10 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 「発達障害者支援法」は平成 17 年に成立施行し、現在、医療、保健、福祉、教育などの各分野で、発達障害者に対する支援が行われているところである。 本区においては、全ての幼児が受診する 1 歳 6 ヶ月健診や 3 歳児健診などにおいて、診察や質問によるスクリーニングを実施し、発達障害の早期からの把握に努めている。 保健相談所では、精神科専門医や心理専門家を交えた経過観察健診や、個別相談、集団療育相談指導を実施し、必要な方には、区内区外の医療機関や療育機関を紹介している。 思春期から成人期の発達障害の支援については、保健相談所における精神保健相談事業で、思春期相談・保健指導を行っており、必要に応じて医療機関やリハビリ機関などを紹介している。専門性が求められることから、東京都立精神保健福祉センターをはじめとす</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) 1 陳情第 56 号の 2 (3) 区内の全ての公立、私立、都立の幼稚園、学校、大学などで、発達障害者への手厚い配慮、加配教員の配置、いじめ防止対策の徹底、学習面での個別サポートをすること</p>

<p>こと</p> <p>*(3)は文教委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>る医療機関やリハビリやデイケアを実施している機関と連携し、個々人の状況に応じた支援を行っている。</p> <p>(2) 昭和大学江東豊洲病院については、区として産科、小児科、周産期医療に重点を置いた医療機関としての役割を求めている。総合病院であっても、それぞれ特色をもち、専門的な役割を担っている。発達障害については、高い専門性が求められることから、適切な専門医療機関につなげていく。</p> <p>(4) 本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において障害を理由とする差別の禁止に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、窓口における来庁者の対応、職員として雇用している障害者を含め、合理的配慮の提供に努めている。</p> <p>また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けており、障害者や介護者からの相談に応じている。合理的配慮について相談があった案件において、事業者の対応が適切な対応ではないと考えられる場合には、都条例上合理的配慮の提供は義務であることに加え、合理的配慮の提供方法は一つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも「建設的対話」を通じて代替措置の選択も含め、柔軟に対応するよう事業者に対して説明を行っている。</p> <p>なお、国においては、令和3年5月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正された。改正法では事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から義務へと改められた。</p>	
---	---	--

## 継続審査中の請願・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第59号 こどもの文化・芸術活動を保障する ために児童劇場を有する児童施設の 新設を求める陳情	1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 こどもの文化・芸術活動を保障する ために、児童劇場を有する児童施設の 新設をするよう、区に働きかけてくだ さい。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  本区には、平成30年度までは、児童館が18施設、児童会館1施設が運営されていたが、平成30年度をもって児童会館が廃止となり、現在は、児童館18施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童施設の整備計画はないが、平成30年度をもって廃止となった児童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターと子ども図書館、及び児童館機能も有する江東区こどもプラザが令和4年5月に開設される。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月10日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

継続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 60 号の 1 保育の無償化・待機児童解消・保育士の処遇改善のための必要な措置を求める陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日 令和 2 年 10 月 9 日 令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日 令和 3 年 6 月 16 日 令和 3 年 10 月 7 日 令和 3 年 12 月 2 日 令和 4 年 3 月 10 日	◎参考 (文教委員会付託分) 1 陳情第 60 号の 2 (2) 幼児教育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 保育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること (3) 指導監督基準を下回る認可外保育施設・事業を無償化の対象外とすること (4) 保育現場の実態に即した人員配置を保障する区独自の予算措置と制度構築を行うこと  *(2)は文教委員会付託分	2 審査概要 理事者から説明は以下のとおりである。  (1) 令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化開始に伴い、国ではこれまで認可保育園施設の保育料に含まれるとしていた 3 歳から 5 歳の副食費について新たに保護者の実費負担とした。本区では、主食費同様に公費負担とした。  (3) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設、事業を無償化の対象外とすることについては、認可保育施設に入れずにやむなく認可外保育施設を利用されている方がいる現状であり、そのため、国においても 5 年間の猶予期間を設けて対象としており、本区も同様の取り扱いとするものである。区では今後、確認申請が出た施設の状況について、保育施設を訪問し、保育環境の確認を行っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 10 日		

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
4 請願・陳情者住所氏名 	<p>(4) 国の公定価格による人件費を含む保育施設の運営費や、東京都独自の運営費補助のほかにも、江東区ではこれに上乗せを行い、保育内容の充実を図るため、各認可保育所、認証保育所等に対して運営費補助を行っている。</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定されたことを受け、公的部門における分配機能の強化として、保育士等を対象に収入を3%程度、月額9,000円程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施する。令和4年2月・3月分の改善については補正予算にて、令和4年4月から9月までの改善に関しては当初予算にて計上した。令和4年10月以降については公定価格の見直しが行われる予定となっており、国等からの通知を待つて対応を進める予定である。</p>	

## 継続審査中の請原簿・陳情について(厚生委員会)

障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第63号 江東区障害者差別禁止条例の策定に関する陳情	1 審査経過 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく、江東区障害者差別禁止条例を策定するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  東京都において平成30年10月1日に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されていることから、同主旨の条例を本区において制定する考えはない。また、国においては、令和3年5月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正された。改正法では事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から義務へと改められた。  なお、本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において障害を理由とする差別の禁止に関する事項を定め、窓口における来庁者の対応、職員として雇用している障害者を含め、合理的配慮の提供に努めている。また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けており、障害者や介護者からの相談に応じている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月30日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請願・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第71号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の待遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情	1 審査経過 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 公定価格の改善、待機児童の解消、保育士の待遇改善のための必要な措置を求める意見書を国に提出して下さい。	2 審査概要 理事者から説明は以下のとおりである。 (1)陳情第60号の1と一括審議	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年12月24日	幼児教育・保育の無償化に関して、令和2年度4月一斉入所の認可保育園の申し込み状況を見る限り、本区の保育園では、大きな影響はなかったと考えている。	
4 請願・陳情者住所氏名 	公定価格については、保育園の運営経費に当たるものであるが、本区ではそのほかの運営経費の補助を行っており、運営費が不十分であると考えていない。今後のさらなる保育の充実など、国として行っていく場合には、国が責任をもって費用を負担するものと考える。 例年、特別区長会において、国の政策および予算に関する要望書を提出している。加算項目等の見直し等については、国で例年検討していると考えている。 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定されたことを受け、公的部門における分配機能の強化として、保育士等を対象に収入を3%程度、月額9,000円程度引き上げるための措置を令和4年2	

	月から実施する。令和4年2月・3月分の改善については補正予算にて、令和4年4月から9月までの改善に関しては当初予算にて計上した。令和4年10月以降については公定価格の見直しが行われる予定となっており、国等からの通知を待って対応を進める予定である。	
--	---	--

## 系連続審査中の請原簿・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第5号 産婦健康診査の助成事業の新設を 求める陳情	1 審査経過 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 全ての産婦を対象とした産婦健康 診査に係る費用の助成事業を実施す るよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  産婦健康診査は、出産後の早期に、産婦の心身の状況を把握し支援 を行うことができる大切な機会である。 しかし、実質的に産婦健康診査を行っていくにあたり、課題が2点 ある。 (1) 現在、区内での出産数がおよそ4割にとどまる中、区としては全 産婦を対象とするので、区外出産をした産婦を考慮し、都内区市町村 での相互乗り入れ体制の構築が必須であると考えている。現在、23 区保健衛生主管課長会で、三者協・五者協協議のための勉強会を開催 している。 (2) 産後うつなど産婦のこころの状態を把握した際は、その支援のた めに、都内の精神科医療機関との連携体制の構築が求められる。 なお、東京都が産科医療機関に対して行った産婦健康診査の実施状 況調査では、他院で出産した産婦を受け入れが難しいことや、産後う つの評価を実施していない医療機関が多いことが課題として挙げられ た。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年2月6日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第30号 柔軟仕上げ剤等に含まれる香料の成分表示などに関する陳情	1 審査経過 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 柔軟仕上げ剤、消臭除菌剤等を家庭用品品質表示法の指定品目とし、香料の成分表示を義務づけることを国に、香害についての情報提供を徹底し、専門の相談窓口を設置することを国民生活センターに働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  化学物質過敏症は、厚生労働省によると、科学的知見に基づく実態解明が進んでいない。業界団体である日本石鹼洗剤工業会は、柔軟仕上げ剤等の香料成分について、製品に意図的に配合された0.01%以上の香料成分を開示するとの内容を含んだ「会員社の香料成分の自主的な開示の際の指針について」を令和2年3月2日に発表している。 国民生活センターでは、柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供を継続的に発表しており、令和2年4月の発表では、テスト結果や最新の相談事例などを掲載し、香害の周知啓発に努めている状況である。 東京都では、柔軟仕上げ剤や芳香剤等の室内における使用や香りの強い製品を使用する場合の周囲の方への配慮と適正使用についてホームページで啓発を開始し、江東区のホームページでも周りへの配慮、健康被害の訴えがある旨の周知を開始した。また、消費者庁、文科省、厚労省、経産省、環境省連名の啓発ポスターともリンクした。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年6月2日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請原願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課、障害福祉部 障害者施策課、

こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第40号の2 新型コロナウイルス感染拡大防止のための情報公開とPCR検査の実施に関する陳情	1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	◎参考 (区民環境委員会付託分) 2 陳情第40号の1 (3) 清掃業務に従事する職員に対し定期的にPCR検査を実施すること  (文教委員会付託分)
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について、より詳細な情報を区民に公開すること (2) 保育園、障害者施設で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること  *(3)は区民環境委員会付託分 *(4)は文教委員会付託分 *(5)(6)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 情報の公開については、患者の了承を得ることを基本としている。公開を望まない方が少なからずいること、公開することにより、感染拡大防止のために迅速性が求められる積極的疫学調査への協力が得られないことが危惧されることから限定していたが、年代別、感染経路別の発生割合、保健相談所所管別患者数の公表を追加、現在は、累計死亡者数、性別内訳及び年代別内訳も公表している。  (2) 保育園職員へのPCR検査については、令和2年7月1日以後、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。	2 陳情第40号の3 (4) 幼稚園、小中学校、江東きっずクラブで働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること  (医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分) 2 陳情第40号の4 (5) 介護事業所で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること (6) 特別養護老人ホーム等への入所予定者に対し、定期的にPCR検査を実施すること
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月1日		
4 請願・陳情者住所氏名		

	2年度1,634人、令和3年度18,667人が受検した。また、令和4年度についても、引き続きPCR検査補助事業を実施し、重症化リスクの高い障害者が利用する障害福祉サービス事業所内の感染拡大の防止に努めている。	
--	--	--

糸糸続審査中の請原頁・陳情について(厚生委員会) 健康部 健康推進課・こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第41号の1 新型コロナウイルス感染時における情報公開等の陳情	1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	◎参考 (文教委員会付託分) 2 陳情第41号の2 (3) 集団感染が発生した場合、影響が多大に及ぶ学校や幼稚園の職員に対し、社会的PCR検査を実施すること
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 他自治体で実施している例のように全ての感染者の年代、性別、職業等、症状、発症日、診断日にについての情報提供を行うこと (2) 集団感染が発生した場合、影響が多大に及ぶ保育所の職員に対し、社会的にPCR検査を実施すること	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 情報の公開については、患者の了承を得ることを基本としている。公開を望まない方が少なからずいること、公開することにより、感染拡大防止のために迅速性が求められる積極的疫学調査への協力が得られないことが危惧されることから限定していたが、年代別、感染経路別の発生割合、保健相談所所管別患者数の公表を追加、現在は、累計死亡者数、性別内訳及び年代別内訳も公表している。  (2) 保育園職員へのPCR検査については、令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。	
*(3)は文教委員会付託分		
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第43号 江東区内の保育園の感染症対応に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (1) 保育園の集団感染の心配があるため、育児休業取得者が復職期限を延ばせることができるようにしてほしい。 (2) 保育園から登園の自粛の要請を、文書として保護者及び勤務先の事業者に発出してほしい。併せて、保育の必要な人には保育が奪われないよう配慮してほしい。 (3) 保育園内で仕事をする方にPCR検査を定期的に実施するようにしてほしい。 (4) 新型コロナウイルスの感染を危惧して保育園の入園を辞退した方が、令和3年4月に入園できるよう配慮してほしい。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月11日</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 各保育園にて感染拡大防止に努めながら通常保育を実施しており、認可保育園への入園を希望する家庭との公正性を担保するため、育児休業取得者の復職期限の延長は令和2年9月末をもって終了した。引き続き、国や都の動向を注視していくが、現時点において復職期限の再延長は行う予定はない。</p> <p>(2) 区内認可保育園は令和2年6月に登園自粛要請期間を終了し、7月以降は通常通り運営を行っていることから、現時点で登園自粛要請を行う予定はない。</p> <p>(3) 令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。</p>	

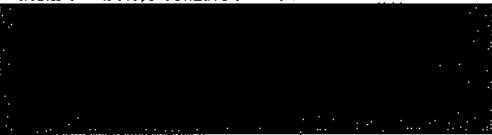
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
4 請願・陳情者住所氏名 	<p>(4) 令和2年度の入園にあたり、入園を辞退された方に対しては、利用調整において、辞退者が再申し込みをした際のマイナス2点の減点を一律適用しないこととした。令和3年度4月入園申し込みについても、次年度の取り扱いとなるため、令和2年度の辞退の影響はない。</p> <p>令和3年度も、コロナ感染症の影響による辞退を想定し、マイナス2点の減点措置は一律適用しないこととした。</p>	

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

こども未来部 こども家庭支援課・保育計画課・保育課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第45号の1 新型コロナウイルス感染者再拡大防止のための検査体制強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1、6及び7については区に働きかけ、趣旨4について記載の内容とする意見書を国及び都に提出してください。 (1) 感染リスクの高い保育園や児童館の施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること (4) 3密を避けた安心した保育、子どもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求ること (6) 行政の責任として、新型コロナウイルス感染に関する公正で正確な情報を提供すること</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 現在、PCR検査は、症状のある方や濃厚接触者など、必要な方に迅速に実施しており、保育園、児童館施設関係者への定期的なPCR検査の実施は予定していないが、マスクの着用、消毒の徹底等を実施し、感染拡大防止策に努めている。</p> <p>(4) 施設の特性上、法令や設置基準に関わらず、密な環境の排除は困難であり、厚生労働省による感染症対策ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策を徹底している。児童館では事前予約制により、人数制限したうえで運営している。</p> <p>(6) 情報の公開については、患者の了承を得ることを基本にしている。公開を望まない方が少なからずいること、公開することにより、感染拡大防止のために迅速性が求められる積極的疫学調査への協力が得られないことが危惧されることから限定していたが、年代別、感染経路別の発生割合、保健相談所管別患者数の公表を追加、現在は、累計死亡者数、性別内訳及び年</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) 2 陳情第45号の2 (2) 感染リスクの高い学校、幼稚園、放課後きっずクラブの施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること (5) 3密を避けた安心した教育、子どもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求ること (医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分) 2 陳情第45号の3 (3) 感染リスクの高い高齢者施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること</p>

<p>(7) コロナ禍において、保育園職員の処遇に適切でない対応や、利用する保護者に威圧的な休園要請が起きないよう、指導を強化すること</p> <p>*(2)(5)は文教委員会付託分 *(3)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月14日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>代別内訳も公表している。</p> <p>(7) 保育園職員への処遇については、厚生労働省からの通知に基づき適切な対応を求めている。また、利用する保護者に保育が確実に提供されるよう、適宜指導していく。</p>	
---	--	--

## 継続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課・保健予防課

障害福祉部 障害者施策課

こども未来部 こども家庭支援課・保育計画課・保育課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第46号の1 エッセンシャルワーカーズなどへのPCR検査体制の強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 医療機関、保健所、障害者・福祉施設、保育園、児童館の従事者、各種施設の入所者、通院者等に対し、定期的なPCR検査を行うこと</p> <p>(4) 近将来、希望する人に対し、PCR検査を実施できるようにすること</p> <p>(5) 大学病院、民間病院、民間検査機関の協力を得て、ドライブスルーを含む必要なPCR検査センターを作り、区でPCR全自動検査装置を購入すること</p> <p>(6) 区保健所の医師、正規の保健師などの職員を増員し、検体採取・運搬</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 保健所では現在、PCR検査は、症状のある方や濃厚接触者など、必要な方に迅速に受けていただくことで、感染拡大を防止している。保健所の従事者も同様の考え方で、定期的な検査を行う予定はない。 障害福祉サービス事業所の従業者及び利用者に対しては、本区において令和2年度からPCR検査補助事業を実施し、令和2年度1,634人、令和3年度18,667人が受検した。また、令和4年度についても、引き続きPCR検査補助事業を実施し、重症化リスクの高い障害者が利用する障害福祉サービス事業所内の感染拡大の防止に努めている。 保育園職員へのPCR検査については、令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状があ</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) 2 陳情第46号の2 (2) 幼稚園、江東きっずクラブ、小・中・高等学校の従事者、通学者等に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>(医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分) 2 陳情第46号の3 (3) 介護施設の従事者、入所者等に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p>

<p>患者の送迎などについて、体制を拡充すること。また、感染状況を定期的にデータによって判断し、対策方針づくりを行う専門家チームを設置すること</p> <p>(7) 予算は国、都に要請するとともに、区の基金を活用すること</p> <p>*(2)は文教委員会付託分 *(3)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>る場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。</p> <p>児童館においては、3密対策として、事前予約制により利用人数を制限した上で運営しており、職員へのPCR検査を実施する予定はない。</p> <p>(4) 現時点では、必要な方に迅速に受けいただき、感染拡大防止を図っているところである。検査対象に係る国の動向を注視していく。</p> <p>国は、令和3年11月12日に第6波対策の全体像を公表し、都道府県が健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、経済社会活動を行う際の検査を来年3月末まで予約不要、無料でできるよう支援を行うことと併せ、感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県の判断により、ワクチン接種者を含め、感染の不安がある無症状者に対し検査を無料でできるよう支援を行うとした。</p> <p>(5) 区でPCRセンターを開設しており、検査装置については、東京都の検査機関が十分に対応していることから購入の考えはない。</p> <p>(6) 公衆衛生医師を非常勤で雇用するとともに、外部人材の活用を図りながら、オール保健所体制で患者の発生状況等に応じた迅速、的確な対応を図っている。</p> <p>(7) 国や都の補助金を活用しながら対応してきている。今後も適切な予算対応を図っていく。</p>	
---	--	--

## 糸続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第48号 江東区内保育園の新型コロナウイルス感染症対策についての陳情	1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 (1) 区で働く保育士・保育園職員に、PCR検査を定期的に実施するようにしてほしい。 (2) 区として保育士の増員配置を行ってほしい。 (3) 各園が一定の基準を満たすよう、区として新型コロナウイルス感染症対策の指針を示すとともに、指針の実行を保育園任せにせず、区が指導監督してほしい。 (4) 待機児童問題の解決のため、昨年と同様の1,000人規模で認可保育園の増設をしてほしい。	2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。  (1) 令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。  (2) 各園の保育士の配置人数については、園児の定員に応じて定められており、必要な人員については確保されていると認識している。今後とも、適正な保育士の確保・配置に努めていく。  (3) 区では「保育園における感染症対策の留意点」を作成し、区内認可保育園に周知している。引き続き感染防止拡大策の徹底を各園に指導監督していく。  (4) 「江東区長期計画」や「江東区こども・子育て支援事業計画」にて	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月15日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
	地域別の保育需要を的確に見込むとともに、公有地の活用等多彩な手法を用いながら、効果的な認可保育施設の整備を推進していく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

新型コロナワイルスワクチン接種推進室 ワクチン接種推進担当

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第63号 新型コロナワイルスワクチンに関する陳情</p>	<p>1 審査経過 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p>	
<p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 新型コロナワクチンの接種が選択制であることを明確に位置づけ、広報を行うこと (2) ワクチンの原材料並びに使用される技術を全て公表し、安全性、有効性、副反応、リスク、メリット、デメリットについて、区内に分かりやすく周知すること (3) 副反応疑いについて、接種者や保護者から直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に相談や報告ができるように、「新型コロナワクチン健康被害相談窓口コールセンター」を区保健所に設けること</p>	<p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 新型コロナワイルスワクチンの接種は、予防接種法に接種を受ける方の努力義務が規定されているが、接種を受ける方の同意に基づくもので、任意接種である。区では、予防接種法に基づき、適切な情報発信に努めていく。</p> <p>(2) 新型コロナワイルス感染症に関わるワクチンの情報について、国及び都の情報発信の状況を踏まえ、区としても分かりやすい情報発信に努めていく。</p> <p>(3) 相談窓口に関しては、接種手続等に関する一般相談対応は区市町村が担い、副反応等の専門的相談対応は都道府県が担うことが求められている。区では、東京都との役割分担の下、相談体制を構築していく。また、区報、ホームページ等で相談窓口の周知に努めている。</p>	

3 請願・陳情の受理年月日  
令和2年12月10日

4 請願・陳情者住所氏名  


継続審査中の請願・陳情について(厚生委員会)

健康部 保健予防課、障害福祉部 障害者支援課、こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第1号の1 発達障害児支援に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 区が実施する3歳児健診において、発達に不安のある子どもとその保護者に対し、別途専門の健診日を設けること</p> <p>(2) 専門の健診日では、看護師や心理士ではなく、発達外来等の専門医からの診断や助言を受け入れられるよう配慮をすること</p> <p>(3) 3歳児健診の実施日が分けられない場合は、発達外来への案内等きめ細やかな支援を行うこと</p> <p>(4) 公立保育園への作業療法士・心理士による定期的な巡回・派遣を行うこと</p> <p>(6) 公立保育園において、スクールロイヤー制度と同等の弁護士による相談を可能とすること</p>	<p>1 審査経過 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1 陳情第56号の1と一括審議)</p> <p>(1)～(3) 3歳児健診は、身体発育及び精神発達の重要な時期にある3歳児に総合的な健診を行うもので、集団健診の形式で実施しているが、発達に不安がある方については個別相談を行い、さらに必要があれば、臨床心理の専門家が心や発達の状況について判定を行っている。また、経過観察健診や児童精神相談で、精神発達の専門医が相談、助言を行う場も設けており、まずは3歳児健診の受診により、地区の担当保健師等がフォローしていく。 なお、発達に課題がある場合は、地域の発達外来や療育支援の紹介や、所内で実施する心の発達教室での継続支援も行っている。</p> <p>(4) 公立保育園においては、発達障害等、特に支援を必要とする児童を対象にした臨床心理士による巡回指導を年4回実施し、専門的見地からの保育指導及び助言を行っている。また、認可保育園においては、園の希望者を対象に、医師を講師とした「こども発達支援ゼミ」を年</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) 3 陳情第1号の2 (5) 幼稚園、支援学級、特別支援教室(通級)への作業療法士・心理士による定期的な巡回・派遣を行うこと (8) 就学時健診において、児童についての正確な情報共有の上、児童本人・保護者と学校双方が納得する就学支援を行うこと</p>

<p>(7) 放課後等デイサービスの利用調整・質の担保に区が主体的に関与することで、待機状況の把握、調整、指導を行うこと</p> <p>*(5)(8)は文教委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年1月4日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>6回実施し、専門的見地からの講義やディスカッションを通して、個々の特性に応じた支援を行っている。</p> <p>(6) 学校に対して法的な観点から継続的に助言を行う体制を構築するために、教育委員会において、令和元年度からスクールロイヤー制度を導入している。具体的には、いじめ問題や児童・生徒間、保護者間のトラブル、また、学校の対応への苦情、学校への過度な要求への対応等について、法的な助言を得ていると聞いている。 保育園においては、いじめをはじめ、法律的な助言を継続的に要する状況にはないと考えており、現在のところ、同制度を導入する予定はない。</p> <p>(7) 放課後等デイサービスは事業所によって、支援内容が異なることから、利用にあたっては、子どもの障害特性を確認し、保護者と事業所が個別に利用日等の調整を行うことが必要不可欠であるため、区が主体的に利用調整することは困難である。 なお、保護者への情報提供として、事業所ごとに支援内容等をまとめた「江東区児童通所支援事業所ガイドブック」を作成している。 また、支援力向上に向けた取組として、年に2回、児童通所事業所連絡会を開催し、意見交換を行っているほか、不適正な運営の是正に對しては、指導検査を年5件程度実施していく。</p>	
---	--	--

系続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第2号の2 貴議会の喫煙専用室の廃止、屋外の指定喫煙所の閉鎖・廃止、及び禁煙治療費の3分の2助成の予算化に関する陳情	1 審査経過 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 令和2年度より開始している禁煙外来治療費助成事業の補助額については、保険診療の自己負担額はおよそ2万円であり、区はその2分の1にあたる1万円を上限として補助している。  (2) 他区の状況は、実施区14区のうち、補助額1万円としている区は12区、他の2区は対象者を妊婦等に限定し補助額2万円としている。  (3) 禁煙治療薬のチャンピックスについて、特定ロットの製品について、発がん性を高めるリスクのある物質が検出されたため、出荷が停止されることから、令和3年度の登録期間を令和5年3月まで延長している。	◎参考 (区民環境委員会付託分) 3 陳情第2号の1 区内の屋外指定の喫煙所を閉鎖・廃止すること  (議会運営委員会付託分) 3 陳情第2号の3 議会棟の喫煙専用室を廃止すること
*3 陳情第2号の1は区民環境委員会付託分 *3 陳情第2号の3は議会運営委員会付託分		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年1月20日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 糾糺審査中の請原簿・陳情について(厚生委員会)

健康部 生活衛生課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第5号 江東区の高齢者が飼養困難になったペットに対して、江東区の取組を求める陳情	1 審査経過 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 動物の飼育は「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理条例)において所有者の適正管理及び終生飼養が定められている。区としては法の趣旨にのっとり、区報やホームページを通じて、飼い主への終生飼養を含めた意識啓発に努めている。 高齢者を含めた動物の飼い主には、飼育が困難になった際は新しい飼い主を探すことや、飼い主がどうしても見つからない際は、東京都動物愛護相談センターや都の登録ボランティア団体への相談を勧めており、引き続き、法の趣旨の周知に努めていく。  (2) 保護した動物の譲渡のあっせんについては、区が関与することは難しいが、ボランティア団体等がこのような活動を行う場合には、区として協力できる範囲では協力していく。	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 高齢飼い主が飼養困難になったペットの保護先を確保すること (2) 保護した動物の譲渡のあっせんを区報等で広報すること		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月9日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 糾続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第11号 都立墨東病院の独立行政法人化を行わないよう東京都に働きかけることを求める陳情	1 審査経過 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 区民にとって重要な病院である都立墨東病院の独立行政法人化を行わないことを求める意見書を都に提出してください	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 東京都においては、都立病院の経営形態の在り方について、平成12年の都庁改革アクションプラン以来、長年にわたる課題としてきており、平成30年1月には、外部有識者で構成される都立病院経営委員会により、都立病院が今後も役割を持続的に果たしていくためには、地方独立行政法人への移行を検討すべきであるという提言を受けている。 (2) 東京都はその提言や2040年代を見据えた長期的な見地を踏まえ、従来の延長線にとらわれることなく検討を重ね、患者ニーズに迅速、柔軟に応えていくための課題の解決を図るために、今後、都民、また都議会の意見を丁寧に聞きながら、令和4年度内を目指として、都立病院と公社病院合わせて14病院を、一体的に地方独立行政法人の設立ということで進めていくとしている。 (3) 東京都は、令和3年第3回定例会に、地方独立行政法人東京都立病院機構の定款についての議案を提出し可決された。また、令和4年第1回都議会定例会に東京都立病院条例（廃止条例）など、地方独立行政法人化関連の条例案5件を提出した。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月15日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 糸続審査中の請原簿 - 陳情について (厚生委員会)

健康部 保健予防課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第17号 厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出することに関する陳情	1 審査経過 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 新型コロナウイルス感染症終息後に国が海外交流を再開する際、外国の風土病流入後の危機対応や、自然災害発生時の公衆衛生の要となる保健所について、機能強化を求める意見書を厚生労働省へ提出してください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 感染症対策の体制については、令和元年度に保健予防課で感染症対策の体制を集約し、その後、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、今年度保健師4名及び事務1名の増員を図ったところである。  (2) 新型コロナウイルスの対応に当たっては、積極的疫学調査をはじめ、電話相談対応、PCRセンターの運営、患者搬送など多岐にわたる業務を行っており、患者発生状況を見ながら、健康部のみならず、全庁的な協力体制対応している。さらに、非常勤の公衆衛生専門医師の採用や会計年度任用職員の雇用、一部業務の委託化も行っている状況である。  (3)これまで国に対しては、特別区長会及び全国知事会から財政支援や保健所の体制の充実を既に要請している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年3月23日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 糾弾審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第23号 都立・公社病院の一括独立行政法人化反対に関する陳情	1 審査経過 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 都立病院の経営形態の在り方については、東京都において平成12年の都庁改革アクションプラン以来、長年にわたる課題となっている。 平成30年1月には、外部有識者で構成される都立病院経営委員会により、都立病院が今後も役割を持続的に果たしていくためには迅速かつ柔軟な運営が不可欠であるが、現在の経営形態には医療スタッフの採用などに制度的な課題があり、地方独立行政法人への移行を検討すべきであるとの提言を受けている。 都はその提言、また2040年代を見据えた長期的な見地を踏まえて、従来の延長線にとらわれることなく検討を重ね、患者ニーズに迅速、柔軟に応えていくための課題の解決を図るため、今後、都民、都議会の意見を丁寧に聞きながら、令和4年度内を目指して、都立病院と公社病院、合わせて14病院を一括的に、地方独立行政法人の設立を進めていくとしているところである。	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、対応してください。 (1) 喫緊の課題として来年度を目指すという都の都立病院、公社病院等の独立行政法人化一括移行に対し、公立病院を守るために江東区議会として反対意見の表明をすること  (2) 近隣敷設の都立病院を守るため、また大阪府であった府立病院の独立行政法人化後の地域住民や医療従事者に押しつけられた医療崩壊への悲惨な現実を何としても回避するため、小池都知事に対して江東区議会として病院の独立行政法人化への反対意見の表明を送付すること		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年5月25日	(2) 東京都は、令和3年第3回定例会に、地方独立行政法人東京都立病院機構の定款についての議案を提出し可決された。また、令和4年第1回都議会定例会に東京都立病院条例（廃止条例）など、地方独立行政法人化関連の条例案5件を提出した。	

4 請願・陳情者住所氏名



## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第25号 児童館の「運営方針の改定」計画を再考し、児童館の縮小・廃止をしないよう求める陳情	1 審査経過 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 「児童館に関する運営方針」に則り、子ども家庭支援センターの整備に合わせ、乳幼児支援機能が重複する近隣の児童館は廃止を検討する。 (2), (3) 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童館を開設する計画はないが、児童会館跡地を活用し児童館機能も取り入れた、江東区こどもプラザが令和4年5月に開設される。	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 子ども家庭支援センターと隣接する児童館を廃止しないこと (2) 児童館縮小計画を再考し、こどもたちの居場所としての施設の機能を改善し、区民の要望や地域のニーズに応じた開設を行うこと (3) 子ども家庭支援センター、児童館の児童福祉の役割をそれぞれが發揮できるよう、特に児童館の縮小計画を再考し、廃止しないこと		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年5月31日		

4 請願・陳情者住所氏名



継続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

新型コロナワクチン接種推進室 ワクチン接種推進担当

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第28号 新型コロナワクチン接種を希望する区民全員が円滑に接種できる体制づくりを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 新型コロナワクチン接種予約の江東区コールセンターがすぐにつながるよう、人員を増やすこと</p> <p>(2) コールセンターは、電話がつながった住民から希望する集団接種会場や個別接種の医療機関を聞いて空きの有無を答えるのではなく、集団接種会場や医療機関の予約枠の空き情報を提供して予約確認を行うように改善すること</p> <p>(3) 介護や介助が必要な高齢者に対し、接種予約を代行する人を派遣するとともに、自宅から外出しにくい高齢者のために、出張訪問して新型コロナワクチン接種を行うこと。また、集団接種会場から</p>	<p>1 審査経過 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 追加接種においてもコールセンターを100回線用意するとともに、接種券の分割送付、65歳以上の高齢者で2回目接種を集団接種会場で受けた方の日時指定、3か所の予約相談窓口の設置など、予約時の混乱を避ける対策を講じ、概ね混乱なくご予約いただいた。</p> <p>(2) コールセンターでの予約に関しては、引き続き区民のご要望に沿うよう対応していく。</p> <p>(3) ①予約代行については文化センター等区内3か所で出張予約相談窓口を設置した。 ②自宅で介護されているなどの理由で接種機会が得られなかつた方や障害者施設への巡回接種は、追加接種においても引き続き実施していく。 ③タクシー移動支援は追加接種においても引き続き実施していく。</p> <p>(4) 一般的な副反応については、厚生労働省ホームページのコロナワクチンナビにおいて示されている。 副反応症状については医療職による専門的な対応が必要であり、東京都新型コロナワクチン副反応相談センターが24時間で対応しており、これについてはホームページ上でご案内している。 小児ワクチン接種については、国や小児科学会等の情報をホームページ</p>	

<p>の帰宅時のタクシー券補助の広報を徹底すること</p> <p>(4) 新型コロナワクチン接種の副反応の情報について、江東区ホームページとこうとう区報で適宜分かりやすく提供すること</p> <p>(5) 集団接種会場ごとに、供給された新型コロナワクチンの人数分、そのうちの接種人数、残数及び個別接種医療機関ごとの予約の空き情報を、江東区ホームページとこうとう区報で明らかにすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年6月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>ページ上でご案内しており、保護者が接種を検討する際の参考となるよう情報提供を行っている。</p> <p>(5) ワクチン接種に関する数値の発表、また、会場ごとの空き情報についてはホームページ上でご案内しており、引き続き、わかりやすい周知に努めていく。</p>	
---	--	--

系続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第31号の3 江東区の公共施設の使用料を、値上げを据え置いている現行料金のまま、6区分化を求める陳情	1 審査経過 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	◎参考 (企画総務委員会付託分) 3 陳情第31号の1 (5) 男女共同参画推進センター使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を3区分から6区分に増やすこと (区民環境委員会付託分)
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (6) 児童館の集会室使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を3区分から6区分に増やすこと *(5)は企画総務委員会付託分 *(1)(2)(3)は区民環境委員会付託分 *(4)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (6) 施設使用料の特例的措置については、新型コロナウイルス感染症の状況やワクチンの接種状況により、全局的かつ総合的な判断がされるものと認識している。 また、区分の変更については、利用時間の細分化による課題が生じるため、慎重に検討すべきである。	3 陳情第31号の2 (1) 文化センター、江東公会堂等の文化系施設の使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を3区分から6区分に増やすこと (2) スポーツセンター、屋外体育施設等のスポーツ系使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を3区分から6区分に増やすこと (3) 消費者センター、産業会館、商工情報センターの使用料について、値上げを据え置いている
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年6月1日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

現行の料金のまま、時間の区分枠を3区分から6区分に増やすこと

(医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分)

3陳情第31号の4

(4) 福祉会館の集会室使用料について、値上げを据え置いている現行の料金のまま、時間の区分枠を3区分から6区分に増やすこと

## 系続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第33号 パンデミックに潜在看護師を活用すべきと国に意見書を提出することに関する陳情	1 審査経過 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 パンデミックに潜在看護師を活用するため、自衛隊の即応予備自衛官制度を参考とした、都道府県単位の組織を求める意見書を厚生労働省に提出してください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  看護師の確保については、国や都において、全般的な支援策や人材確保策がこれまで取られてきており、東京都では平成27年10月からは看護師等の届出制度が創設されており、保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を持っている方で仕事をしていない場合に、連絡先等を都道府県のナースセンターに届け出るように努めなければならないこととされており、新宿の看護協会会館のナースバンク東京で人材の把握などがなされているものと認識している。 また、国では、一般財団法人日本公衆衛生協会が令和3年度より厚生労働省から事業委託を受け、健康危機緊急時対応体制整備事業として、新型コロナウイルスウイルス感染症等に対する対応人材の管理運用とあわせ、各自治体で行う研修に必要な教材等の開発を行っている状況である。 東京都は、再び感染が拡大し、医療人材確保が難しくなったときに備えるということで、令和3年11月12日に、東京都医療人材登録データベースを開設する事務連絡を発出した。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年6月2日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

新型コロナワクチン接種推進室 ワクチン接種推進担当

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第35号 江東区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場からの帰宅用タクシー料金補助の適用範囲拡大の要望の陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場からの帰宅用タクシー料金補助について、現在補助対象となっている65歳以上の高齢者及び64歳以下の福祉タクシーケン支給対象者以外にも適用範囲を拡大するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 追加接種においても、65歳以上の高齢者と64歳以下の福祉タクシーを受給されている区民を対象に、集団接種会場からの帰宅用タクシー料金補助を実施している。対象者の拡大は現在のところ考えていない。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年6月30日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糾続審査中の請原題・陳情について (厚生委員会) 障害福祉部 障害者施策課・障害者支援課、健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第37号の2 化学物質過敏症や電磁波過敏症、および感覚過敏（LED等の強い光や香料などのにおい、工事や車等の大きな音）の障害者支援に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 化学物質過敏症、電磁波過敏症及び感覚過敏の障害者支援に関する下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 標記障害に対応できる自然環境のよい場所に入所施設を建設し、障害者支援を整備すること</p> <p>(2) 保健所・教育関係機関・医療機関・放課後支援機関などのこどもが過ごす機関、障害者施設、高齢者施設、区役所や図書館等の公共施設にポスター・リーフレットを配布することを前提とした各担当課を含めた調査や勉強会を開くこと</p> <p>(4) 化学物質や電磁波など脳を刺激する強い光や音、においなどによる健康被害に対する予防と使用の禁止など、標記障害がある方の体調への配慮やこどもへの健</p>	<p>1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 障害者入所施設は、主に夜間、入浴や排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う障害福祉サービスであることから、化学物質過敏症などに対応できる施設を整備することは区内外も含め困難であり、本人の状況や生活上の困りごとに応じて既存サービスの利用を案内している。</p> <p>(2) 化学物質過敏症については、原因や病態の角解明に至っていないこと、電磁波過敏症、感覚過敏については気質であるとされる場合、また厚生労働省やWHOの見解からは病気と位置づけられていない状況であるということもあり、ポスター・リーフレットの配布を前提とした各担当課の調査や勉強会を開くことについては、現状では難しいものと考える。</p> <p>(4) 健康被害に対する予防と使用の禁止などに関しては、国民生活センターや東京都のホームページにおいて関連情報が公開されていることから、必要な場合はそちらを案内していく。 また、東京都で、香りの害について、江東区で、周りへの配慮、健康被害の訴えがある旨の周知をのホームページで開始し、消費者庁、文科省、厚労省、経産省、環境省連名の啓発ポスターともリンク</p>	<p>◎参考 (企画総務委員会付託分) 3 陳情第37号の1 (3) 人権推進課において、人権問題としての調査や啓発活動を当事者との協議のもとで推進すること</p>

<p>康被害の予防を含めた注意喚起や啓発を行うこと</p> <p>(5) 標記障害に対応できる医療や療養環境、行政対応や障害への理解を整備すること</p> <p>(6) 標記障害について、区報に掲載し、障害への理解や啓発活動を行うこと</p> <p>(7) 上記趣旨1、2及び4から6について、当事者との協議のもとで推進すること</p> <p>*(3)は企画総務委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年7月21日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>している。</p> <p>(5)及び(6) 医療や療養環境について、保健所では相談があれば、詳しく伺った上で、これまでにも適切な医療機関などにつなげてきており、引き続き、丁寧に対応していく。</p> <p>化学物質過敏症や電磁波過敏症、および感覚過敏は、症状を示すものであり、障害ではないため、障害分野での対応は難しいが、障害全般に関しては、窓口や電話対応において、利用者満足度の向上に取り組むとともに、区報やホームページにより、理解促進に努めていく。</p>	
---	---	--

糾正審査中の請原題・陳情について (厚生委員会) 障害福祉部 障害者施策課・障害者支援課・生活支援部 保護第二課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第38号 障害者支援と障害者の立場や生活水準の改善を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 非課税世帯や年金生活者などの低所得世帯への地域手当（目安として月額5万円から10万円）を支給すること</p> <p>(2) 障害者差別解消法に基づき、区や病院、保健所や警察署、学校、区内事業者、区民等において、障害者を尊重し、個々の求めに応じた配慮の提供や障壁となる制度の撤廃に応じる義務を積極的に推進、啓発し、障害者一人一人の個別の事情に合わせた対応をすること。また、障害者や低所得世帯への支援業務を積極的に行うこと</p> <p>(3) 障害者手帳や障害年金等の役所の申請に要する診断書代は、区が負担すること</p> <p>(4) 手帳の種別、等級にかかわらず、障害者の希望を尊重して、求めに応じて必要</p>	<p>1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 地域手当は、一般的に都市部など物価の高い一定地域に勤務する従業員に対して支払われる給与制度の一つであり、低所得者世帯に支給している自治体はないと認識している。そのため、本区が支給することは考えていない。</p> <p>(2) 本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において障害を理由とする差別の禁止に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、窓口における来庁者の対応、職員として雇用している障害者を含め、合理的配慮の提供に努めている。 また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けており、障害者や介護者からの相談に応じている。合理的配慮について相談があった案件において、事業者の対応が適切な対応ではないと考えられる場合には、都条例上合理的配慮の提供は義務であることに加え、合理的配慮の提供方法は一つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも「建設的対話」を通じて代</p>	

<p>な配慮や支援を柔軟に提供すること</p> <p>(5) 上記趣旨 1から 4の対応については、当事者との協議のもとで推進すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年7月21日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>替措置の選択も含め、柔軟に対応するよう事業者に対して説明を行っている。また、障害福祉サービスの利用にあたり、所得に応じた減免制度により生活水準に応じた対応を図っている。</p> <p>(3) 障害者手帳申請に要する診断書代については、生活保護受給者に対して助成しているほか、障害年金受給者が精神障害者保健福祉手帳を申請する際に、年金証書の写しで代用するなど生活水準に応じた対応を図っている。なお、障害年金に関しては、年金事務所で対応するものである。</p> <p>(4) 障害福祉サービスについては、障害特性や心身の状態に基づき、障害支援区分や利用者の意向、介護者の状況などを総合的に勘案して提供している。</p>	
--	--	--

## 系続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第39号 国に感染症専門病院を設立するよう江東区議会から意見書を提出することに関する陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正が令和3年2月13日に施行されており、同法16条の2の規定に基づき、厚生労働省と東京都は8月23日付で、都内の約650の病院、また、約1万3,500の診療所等に対しコロナ病床の確保等について要請した。 そのような中、対応を検討していた江東区の独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院が、9月末に最大50床のコロナ専門病院として稼動した。このほか、東京都内では、都立広尾病院と保健医療公社が運営する豊島病院、荏原病院、東海大付属東京病院と旧都立府中療育センター、こちらが実質的なコロナ専門病院として運用されている。	
2 請願・陳情の趣旨 公的感染症専門病院を大都市圏に設立するよう、厚生労働省に意見書を提出してください。		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年7月27日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	政府においては、令和3年11月12日に、第6波に備えた対策全体像を示し、第5波のピーク時の3割増の約3万7,000人を受けられるようコロナ病床約4万5,000床を確保するということを発表した。また、東京都においても、第5波の1日の新規感染者の最大値の1.2倍となる6,891床を確保することなど、第6波に備えた保健医療体制の強化について、11月25日に発表した。  東京都は、オミクロン株の特性に対応した臨時の医療施設、合計で550床を令和4年2月19日から順次開設した。	

## 継続審査中の請原貢・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第46号 辰巳第二保育園民営化委託に関する陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 2022年4月に予定されている辰巳第二保育園のライフサポート株式会社による業務委託民営化を白紙撤回すること (2) 民営化を再検討する際は、十分な期間と内容の監査を経た上で、ライフサポート株式会社を除いて再選定すること	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  ライフサポート株式会社による職員配置問題は、あってはならないことであるものの、会社ぐるみの不正とは認められなかつたこと、保育そのものは評価できること等から、指定管理を取り消すまでには至らないと判断している。辰巳第二保育園の適切かつ安定的な運営が担保されるよう、引き続き集中的かつ徹底した確認を行っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月2日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 継続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

こども未来部 こども家庭支援課・保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第48号の1 区内の保育園・幼稚園・小学校・きっずクラブなどの新型コロナ感染拡大の対策を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) コロナ感染が1人でも発症した保育園では、全ての職員とこどもを対象としたPCR検査を行うこと (2) 感染したこどもに対しての治療を含む医療体制を確保し、こどもの命を守ること。また、家族についても検査と必要な医療体制を確保すること (3) 保育園からの自粛要請に協力する保護者に対し、協力する日数に応じて、保育料の減免措置を講じること。また、経済的支援を要する家庭への支援を都や国に要望するとともに、当面区の予算措置で早急に対応すること (4) 保育園においてワクチン接種対象外の</p>	<p>1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 保育園で感染が確認された場合、速やかに疫学調査を行い、濃厚接触者を特定し、感染拡大防止を図るほか、感染拡大が懸念される場合については、全職員、こども全員を対象としたスクリーニング検査も行い感染拡大防止を図っている。</p> <p>(2) 感染したこどもについて入院が必要な場合は、受入れの小児科病棟が限られているため、東京都の入院調整本部に依頼して、速やかに対応している。また、区内の病院には、母子一緒に入院が可能な病室もあり、状況に合わせた対応が可能となっている。</p> <p>(3) 令和2年4月13日から6月30日の間について、一斉の臨時休園や登園自粛を要請し、保育園の利用日数に応じた保育料の日割り計算を実施した。 家庭保育の協力として、保護者の判断の下で登園を控えることが可能な場合に限り、令和3年9月4日から12日までの間、及び9月13日から19日までの間、それぞれの期間に一日も登園がなかった場合、同期間中の保育料を減額することとした。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) 3 陳情第48号の2 (5) コロナ感染が1人でも発症した幼稚園、小学校、きっずクラブでは、全ての職員とこどもを対象としたPCR検査を行うこと (6) 幼稚園、小学校、きっずクラブにおいて、ワクチン接種対象外のこどもに対し、定期的な抗原検査を実施すること</p>

<p>こどもに対し、定期的な抗原検査を実施すること</p> <p>*(5) (6)は文教委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月6日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>子育て世帯に国や都の緊急経済対策に基づき給付金を支給している。</p> <p>(4) 江東区の保育園では、職員のマスクの着用の徹底、日常的な園内消毒の徹底、行事の見直しの実施等感染予防対策を継続し、細心の注意を払いながら運営している。また、職員及び園児について登園時に体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合や、同居のご家族で濃厚接触者がいる場合には、勤務及び登園を控えていただくことをお願いしている。</p> <p>また、症状に応じて医師の判断により適宜検査が実施されているため、園児を含め保育園関係者に対する定期的な抗原検査を実施する予定はない。</p>	
--	---	--

## 続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第49号 認可外保育施設等への補助金に関する陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 区内の認可外保育施設等無償化の対象施設として、企業主導型保育施設の地域枠も加えるよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  子ども・子育て支援制度における利用者負担額の水準を必要以上に超えないよう、国の企業主導型保育事業費補助金実施要綱があり、利用者の負担相当額が設定されている。 企業主導型保育施設に関しては、国の要綱の中で、現在江東区が補助している認可外保育施設と比べ、既に低く保育料は抑えられていると考えており、取扱を変更する予定はない。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月6日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 糸田続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

生活支援部 保護第二課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第50号 熱中症から命を守るために、生活保護利用者へのエアコン設置などを求める陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1及び3については区に、趣旨2については国に働きかけてください。 (1) 生活保護制度でのエアコン設置費用の支給について周知し、設置を推進すること (2) 2018年3月以前からの生活保護利用者にも設置や買替え等の対応ができるよう、エアコン設置費用の支給を一度きりとしないことと併せ、修理費を住宅維持費として支給すること。また、電気代の夏季加算を行うこと (3) 国の措置を待たず、区独自に、生活保護利用者に対するエアコン購入・設置費用の助成、電気代補助の制度をつくること	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 保護申請時や定期的な訪問活動の中でケースワーカーが個別に対応しており、引き続き対象者に遗漏のないよう支給要件等について周知していく。  (2) 及び(3) 国における生活保護制度の検討の中で対応すべきものと認識しており、引き続き特別区長会等を通じ、国に対し生活保護制度の充実・改善を求めていく。	
3 請願・陳情の受理年月日		

令和3年9月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

系続審査中の請原簿・陳情について(厚生委員会) 障害福祉部 障害者支援課、こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第51号の1 熱中症から命を守るためにエアコン設置などに関する陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	◎参考 (医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分) 3 陳情第51号の2 (2) エアコンが設置されていない65歳以上の独り暮らしや高齢者世帯に、エアコンの購入・設置費用の助成を行うこと
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) エアコンが設置されていない身体障害者や就学前の子どもがいる世帯に、エアコンの購入・設置費用の助成をすること (3) 所得の低い世帯に、エアコンの電気代を補助すること	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1)及び(3) 日常生活の支援や福祉の増進を図ることを目的として支給している心身障害者福祉手当によりエアコンの購入や電気代に対応しているほか、難聴・損傷等により体温調節機能を喪失した身体障害者の方に対して、日常生活用具給付制度においてルームクーラーを給付している。 就学前の子どもがいる世帯には、現行の児童手当等のほか、非課税世帯への特別給付金等の支給を行っており、エアコン設置費用助成については実施する予定はない。	
*(2)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第54号 子どもの医療費助成を18歳年度末まで延長することを求める陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、対応してください。 (1) こどもが入院、通院した際の医療費助成を15歳年度末から18歳年度末まで延長するよう、都に働きかけること (2) 都が実施しない場合、区が独自で実施するよう、区に働きかけること	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 東京都は令和4年度予算において、高校生医療費助成事業補助として、システム改修費等の補助を予算計上したが、制度内容や財源等について都区間で意見に隔たりがある。  (2) 都が実施しない場合は、多大な財政負担が生じるため、児童虐待対応や子育て施策において喫緊の課題がある現状では、区が独自で実施することは困難である。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸続審査中の旨青原頁・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第 55 号の 2 学校・幼稚園や保育園などの区の施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換することを求める陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  保育園においては、身の回りを清潔に保つ、水の出し加減の感覚を理解する、蛇口の使い方を理解するなどの習慣づけを行っている。保育士の見守りの下、衛生管理に配慮して手洗いを行っている現段階において交換の予定はない。今後も消毒なども含め園内の感染予防対策の徹底を継続していく。	◎参考 (区民環境委員会付託分) 3 陳情第 55 号の 1 (1) 文化センター、区民館などの文化・交流施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換すること  (文教委員会付託分) 3 陳情第 55 号の 3 (3) 学校・幼稚園などの文教施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換すること
*(1)は区民環境委員会付託分 *(3)は文教委員会付託分		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第 57 号 東京都に都立・公社病院の独法化実施方針は撤回するよう求め、都立墨東病院に医師・看護師の増員を行うよう、区議会として意見書の提出を求める陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  東京都は、都立病院が担うべき役割を安定的に果たし続けていくために、公社病院と一体的に、令和4年度内に地方独立行政法人に移行することとしている。また、独法化のメリットを最大限生かし、都の感染症対策と十分連携しながら、関係機関とも連携し、都民の皆様に必要な医療を提供し継続していくこととしている。	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、都に意見書を提出してください。 (1) 都立・公社病院の独立行政法人化実施の方針を撤回すること (2) 江東区民の利用率の高い都立墨東病院について、医師・看護師を増員し、病床削減ではなく増床を行うこと	東京都は、独立行政法人化後について、機動的に柔軟に医療スタッフを確保し、診療体制を強化するとともに、地域医療機関等との連携を一層強化し、誰もが地域で安心して生活できる環境づくりに貢献している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日	東京都は、令和3年第3回定例会に、地方独立行政法人東京都立病院機構の定款についての議案を提出し可決された。また、令和4年第1回都議会定例会に東京都立病院条例（廃止条例）など、地方独立行政法人化関連の条例案5件を提出した。	
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原貢・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 58 号 新型コロナウイルス感染の自宅療養者の重症化を防ぐ医療提供体制の構築を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項の実現に向けて、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 特措法第 31 条の 2に基づく大規模臨時医療施設の設置、宿泊療養施設の増設を緊急に都に要請すること。また、それらの施設には、区にある五輪施設の転用を働きかけ、区医師会、医療機関、看護協会等に協力依頼して 24 時間体制を確保し、一定数は区が利用できるよう都に要請すること</p> <p>(2) コロナ専門病院となる東京城東病院を含めコロナ専用病床を増設し、初期の抗体カクテル療法を行う区の登録病院・診療所を増やすよう、関係機関に要請すること</p> <p>(3) 自宅療養者、入院療養等調整中患者の健康管理を強化するために、区保健所が</p>	<p>1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 大規模臨時医療施設または宿泊療養施設の増設、体制の整備については、東京都によって取組が進んでいるところである。</p> <p>(2) 区内の東京城東病院が9月末から最大50床のコロナ専門病院として稼働している。また、区内のほかのコロナ受入れ病院においても、コロナの専用病床の増設が進んでいる。抗体カクテル療法については、既に区内の医療機関でも実施しており、対象となる方については適切に対応している。</p> <p>(3) 区では、現在、ナルソスオキシメーターを2,840台確保している。陽性者にこれまで貸出しを行ってきており、今後の感染者増にも適切に対応していく。また、医師会との連携により、往診またはオンライン診療等、訪問看護ステーションとの連携体制も既に整っている。</p> <p>(4) 医療機関への支援金については、区において、患者受入れに当たつてのスタッフや病床確保に対する謝金、補助金として対応してきているところで、医師、看護師、検査技師、事務職員等への特別手当の支給について区独自で行うことについては、現時点で考えていない。また、保健所ではこれまで他部局からの応援も含め、全体制で対応してきてお</p>	

<p>パルスオキシメーターを十分確保し、区医師会や訪問看護ステーションの協力を得て、健康観察チームを編成すること</p> <p>(4) 上記の体制づくりのため、医療機関への支援金、医師、看護師、検査技師、事務職員等への特別手当の支給、保健所の正規の保健師と会計年度任用職員を含め10人の増員など、予算措置を具体化すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>り、人員体制については適切な配置に努めている。</p>	
--	--------------------------------	--

## 糸状虫審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

こども未来部 こども家庭支援課・保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第59号の1 新型コロナウイルス感染のPCR検査拡充とワクチン接種に関する陳情	1 審査経過 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日	◎参考 (文教委員会付託分) 3 陳情第59号の2 (2) 学校の教職員、きっずクラブ、幼稚園の従事者、利用者等に、定期的なPCR検査を行うこと
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 新型コロナウイルス感染のPCR検査を拡充するため、民間検査会社を江東区に誘致すること (3) 児童館、保育園の従事者、利用者等に定期的なPCR検査を行うこと (4) 宅配サービス従事者を含むエッセンシャルリーカーズ、受験生・浪人生をはじめ若い世代の未接種の希望者に、計画的で迅速・安全なワクチン接種を進めること *(2)は文教委員会付託分	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) PCR検査については、現在、国内の多くのクリニックにおいて行われ、検査機関の対応規範からも検査対応には余裕があると認識している。また、有症状者が医療機関を探してスムーズに受診、または検査を受けられるように、令和3年9月7日に東京都が診療・検査医療機関のリストをホームページ上に公開した。このように近くの医療機関での診療、または検査が受けやすくなっている状況となっていることから民間検査会社の誘致の考えはない。  (3) 現在、PCR検査は、症状のある方や濃厚接触者など、必要な方に迅速に実施しており、児童館、保育園の従事者や利用者への定期的なPCR検査の実施は予定していないが、マスクの着用、消毒の徹底等を実施し、感染拡大防止策に努めている。  江東区の保育園では、職員のマスクの着用の徹底、日常的な園内消毒の徹底、行事の見直しの実施等感染予防対策を継続し、細心の注意を払いながら運営している。また、職員及び園児については登園時に体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合や、同居のご家族に濃厚接触者がいる場合等には、勤務及び登園を控えてい	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日		

4 請願・陳情者住所氏名  
[REDACTED]

ただくことをお願いしている。

また、症状に応じて医師の判断により適宜検査が実施されているため、園児を含め保育園関係者に対する定期的なPCR検査を実施する予定はない。

- (4) エッセンシャルワーカーや若年層の接種については、余剰ワクチンの案内や優先予約日の設定などを行い、早期にワクチン接種できるように取り組んでいる。

## 糾正審査中の請原頁 - 陳情について (厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第62号 亀戸第二児童館の廃止計画の見直しを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 亀戸第二児童館の廃止計画を見直すよう に区に働きかけてください</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年11月16日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>「児童館に関する運営方針」では、子ども家庭支援センターの整備に合わせ、乳幼児支援機能が重複する近隣の児童館は廃止を検討するとしている。令和4年4月に亀戸子ども家庭支援センターが開設するに伴い、行政資源の効率性や利便性について総合的に検討した結果、亀戸第二児童館を令和4年度末に閉館することとした。</p>	

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

障害福祉部 障害者支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第64号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情	1 審査経過 令和4年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 暗所視支援眼鏡「MW10」を日常生活用具として認定するよう区に働きかけてください	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  日常生活用具は、「安全かつ容易に使用できる」ことが要件である。この製品は、光を増幅させた映像を視認することで、暗い場所においても明るく見ることができる一方、距離感や時間のズレ、視野が狭くなるなど、使用時の安全が保証されておらず、使用にあたっても有償のトレーナーによる歩行訓練が推奨されるなど、容易に使用できるとは言えないことから、現時点では日常生活用具の対象に加えることは難しい。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年12月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 糸状続行審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課・こども未来部 保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 4 陳情第7号の1 コロナオミクロン株の急速な感染状況に対して、子育て世代の不安や負担を軽減するための施策を、早急に実施することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 保育園で断続的な休園が起きて、施設ごとに対応が違っているため、公私立を問わず、区の責任として判断基準を設け、一貫した対応を行うこと</p> <p>(3) オミクロン株の感染の特徴に対応して、保育園で週単位の抗体検査を実施すること</p> <p>(5) 厚労省が2歳以上からのマスク使用を発表したため、子どもの発達段階を考慮し、保育施設でのマスクの使用を強制しないこと</p> <p>(7) 度重なる休園に対して早急に代替保育施策を実施するとともに、仕事に行けないなどの不利益を受けている保護者へ補</p>	<p>1 審査経過 令和4年 3月 10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 保育園における休園措置については、施設ごとに罹患者の発生の状況が異なることから、罹患者の登園の有無、濃厚接触者数、保育体制の確保など、各園の運営状況を鑑み、柔軟に対応している。 休園になった場合の対応として、できる限り短期間で濃厚接触者の特定ができるよう保健所をサポートし、濃厚接触者以外の園児について安全な保育体制が確保できる場合は休園期間の短縮、または段階的な保育の再開を模索し、早期に園運営を再開できるよう取り組んでいる。</p> <p>(3) 東京都が実施する抗原定性検査による定期的検査、いわゆる東京都集中的検査の対象に保育施設が挙げられしたことから、各施設の判断で同検査を活用できるよう周知している。</p> <p>(5) 令和4年2月の国の通知以前より、日本小児学会等の知見などを参考に、子どもの発達段階や各家庭の御意向に応じた柔軟な対応をしていることから、現時点でマスク使用の強制は考えていない。</p> <p>(7) 本区では感染拡大防止及び安全な保育に万全を期すため、代替保育を行っておらず、原則として自宅での保育をお願いしている。 利用者の要望は、通い慣れた園に引き続き登園できることが第一であるとの認識の下、早期に園運営を再開できるように取り組</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) 4 陳情第7号の2</p> <p>(2) 幼稚園や小中学校で断続的な休園や学級閉鎖が起きて、施設や学校ごとに対応が違っているため、公私立を問わず、区の責任として判断基準を設け、一貫した対応を行うこと</p> <p>(4) オミクロン株の感染の特徴に対応して、幼稚園や小中学校で週単位の抗体検査を実施すること</p> <p>(6) 厚労省が2歳以上からのマスク使用を発表したため、子どもの発達段階を考慮し、幼稚園でのマスク使用を強制しないこと</p> <p>(8) オンライン授業では理解に困難を抱える児童・生徒に学びの保障を与えること</p> <p>(9) 感染予防のために自主自宅待機している子どもの出席停止扱いを改善すること</p>

<p>償を行うこと</p> <p>(10) 区民の不安を払拭するため、発生状況の情報開示を行うこと</p> <p>*(2) (4) (6) (8) (9)は文教委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和4年2月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>んでいく。その上で、ひとり親家庭で就労や病気などにより家庭保育が著しく困難な場合や虐待事例といった緊急的な対応を要する場合など、保育の提供がやむを得ないケースへの対応を想定し、セーフティーネットとして、待機児童対策として既に事業化している居宅訪問型保育事業を活用したスキームを万が一に備えて構築している。</p> <p>また、保護者への補償に関しては、国による小学校休業等対応助成金の制度を各園に対して周知を図っている。</p> <p>(10) コロナに関する詳細な情報の公開については、従前より患者の了承を得ることを基本とし、公開を望まない患者が少なからずいること、また、公開することにより、感染拡大防止のために迅速性等が求められる積極的疫学調査への協力が得られないことなどが危惧されることを考慮し、現在、毎日の発生状況のほか、患者の男女比、保健相談所管轄地区ごとの患者割合、年代別発生割合、死亡者の性別内訳と年代別内訳、毎日の相談センターへの問合せ件数をホームページで公開している。</p>	
---	--	--